

うらほろ居宅介護支援センター 重要事項説明書

重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 015-576-5122
(午前9時～午後5時30分)

担当者 平間啓太

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 うらほろ居宅介護支援センターの概要

(1) 指定番号及びサービス実施地域等

事業所名 うらほろ居宅介護支援センター
所在地 北海道十勝郡浦幌町字北町7番地の23
介護保険指定番号 居宅介護支援(北海道 第0174700138号)
サービスを提供する地域 浦幌町(浦幌町以外の方でもご希望の方はご相談ください)

(2) 職員体制()は兼務。

	常 勤	非 常 勤	計
管理者	(1)名		(1)名
介護支援専門員	(1)名		(1)名

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日 但し、祝祭日及び年末年始は休業します
営業時間 午前9時から午後5時30分

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 利用者からの相談(事務所に相談室を整備しています)
- ② 契約の締結及び状態の把握(居宅介護支援の内容、手続の説明及び同意)
- ③ 居宅介護サービス計画作成(利用者の環境や抱えている問題を把握する為に訪問による面接調査を行います)
- ④ 作成された居宅介護サービスの同意
- ⑤ サービスの実施
- ⑥ 月1回の訪問による現状把握
- ⑦ 再評価(居宅サービス計画目標に沿ったサービスが適切に実施されているか評価し、状況の変化に応じたサービス内容の調整を行います。)

4 利用料金

(1) 居宅介護支援費(取扱件数が40件未満)

介 護 区 分	1ヶ月あたり料金
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

※ ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

契約書第9条第2項に規定する要介護認定の申請代行に伴い手数料等の料金が発生した場合には、その実費を請求します。

※ なお、浦幌町以外で中山間地域等に居住する利用者の方については上記居宅介護支援費の5%加算致します。

(2) その他の加算料金(利用者の自己負担はございません。)

① 初回加算	1月につき	3,000円
② 入院時情報連携加算(I)	1月1回につき	2,000円
③ 入院時情報連携加算(II)	1月1回につき	1,000円
④ 退院・退所加算(I)イ	入院又は入所期間につき1回	4,500円
退院・退所加算(I)ロ	〃	6,000円
退院・退所加算(II)イ	〃	6,000円
退院・退所加算(II)ロ	〃	7,500円
退院・退所加算(III)	〃	9,000円
⑤ 小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	1月につき	3,000円
⑥ 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	1月につき	3,000円
⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算	1月につき	2,000円
⑧ ターミナルケアマネジメント加算	死亡に及び死亡日前14日以内に2日 以上在宅の訪問等を行った場合	4,000円
⑧ 通院時情報連携加算		500円

(3) 交通費

浦幌町にお住まいの方は無料です。

(4) キャンセル料

お客様はいつでも契約を解除することができ、解除に伴う料金はかかりません。

(5) その他

支払方法 料金が発生する場合には翌月の10日以降に請求を致しますので、請求書
が送付されてから10日以内にお支払下さい。お支払戴きますと領収書を発
行致します。なお、お支払方法は、銀行振込、現金払いの中からご契約の際
に選択して下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺い致します。契約を締
結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申出下されればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて戴く場合がござ
います。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介
護支援事業所をご紹介致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・ お客様が介護保険施設に入院又は入所した場合
- ・ 介護保険給付サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認

定された場合（この場合、条件を変更して再契約することができます。）

- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し
難いほどの背任行為を行った場合には、文書で通知することにより即座にサービスの
終了をさせて戴く場合があります。

6 当事業所の運営方針

お客様の状態に応じ、出来るだけ自立した日常生活が楽しく過ごせるよう支援するため、居
宅サービス計画の作成を支援し、常に適正なサービスが行われるようサービス事業者との連絡
調整を行います。又、お客様の日常生活上の状態を見守りながら介護支援を行います。

7 守秘義務

事業者及び介護支援専門員又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその
家族等に関する情報事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続
します。

- 事業者は、利用者が予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の
個人情報を用いません。
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家
族の個人情報を用いません。

8 緊急時及び事故発生時の対応方法

ご利用者に容態の急変若しくは事故が発生した場合には、ご家族、主治医、救急隊へ連絡す
るとともに適切な対応に努めます。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9 サービス内容に関する相談苦情

- (1) 当事業所における相談や苦情がございましたら、下記の者が窓口となっておりますので
ご利用下さい。
- (2) ご利用時間は、平日の午前9時～午後5時30分までです。
苦情受付担当者 事務長 菊地 留美子
電話番号 015-576-5252

なお、必要に応じ下記の第三者委員に直接相談することもできます。

第三者委員

金澤茂樹 電話番号 015-576-3678
安田勝是 電話番号 015-576-2673

(3) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

浦幌町保健福祉センター 電話番号 015-576-5111
北海道国民健康保険団体連合会 電話番号 011-231-5161
(札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内)

10 事業所を経営する法人とその事業

法人名称	社会福祉法人うらほろ幸寿会
代表者	理事長 上村健二
所在地	北海道十勝郡浦幌町字北町7番地の23
事業所	特別養護老人ホームはまなす園 うらほろデイサービスセンター うらほろショートステイセンター うらほろ居宅介護支援センター 障害福祉サービス事業（うらほろショートステイセンター） 障害者地域生活支援事業のうち、移動支援事業及び日中一時 支援事業（うらほろデイサービスセンター） 生活総合支援事業（うらほろデイサービスセンター）